

振動規制法により規制している工場又は事業場の特定施設

施設の種類	規模・能力	施設の種類	規模・能力
(1)金属加工機械 (イ)液圧プレス (ロ)機械プレス (ハ)せん断機 (ニ)鍛造機 (ホ)ワイヤーフォーミングマシン	矯正プレスを除く 原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る 原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る	(ロ)コンクリート管製造機械 (ハ)コンクリート柱製造機械 (6)木材加工機械 (イ)ドラムバーカー (ロ)チップパー	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る
(2)圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る	(7)印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る
(3)土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る	(8)ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る
(4)織機	原動機を用いるものに限る	(9)合成樹脂用射出成出機	
(5)建設用資材製造機械 (イ)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る	(10)鋳造型機	ジョルト式のものに限る

振動規制法による規制基準（特定工場等の敷地の境界線における許容限度）

区域の区分	左記の区分に対応する時間の区分ごとの規制基準（単位デシベル）	
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域(1)	65	60
第 2 種区域(2)	70	65

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 第 1 種区域、第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域
- (2) 第 1 種区域に接する第 2 種区域(2)の当該接する境界線から当該第 2 種区域(2)内へ 50 メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。）

(注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 第 1 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
- (2) 第 2 種区域(1)：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (3) 第 2 種区域(2)：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域

2. デシベルとは、計量単位規則第 4 条第 1 6 号に定める振動レベルの計算単位とする。